



丸の内総合法律事務所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル 815 区

TEL 03-3212-2541

<http://www.marunouchi-sogo.com/index.html>

MARUNOUCHI SOGO LAW OFFICE

ごあいさつ

当事務所は、国内企業法務を主要な業務とする法律事務所です。

当事務所は、時代とともに変化する法的需要に的確かつ迅速にお応えするために、高度な専門知識とバランスのとれた法的判断能力を保持して質の高い仕事ができる体制づくりを常に心掛けております。それにより、依頼者のために最善を尽くすこと、所属弁護士全員が偏りなく依頼事件を処理できると同時に特定の分野にも長けた能力を身につけること、を実践して参ります。

そのために、当事務所は以下のモットーを胸に仕事に取り組んでおります。

- ① 依頼者に対して常に親切であること。
- ② 熱心に依頼事件に取り組み、解決まで諦めることなく常に全力を傾注すること。
- ③ 依頼事件のよりよい解決は何かを絶えず追究すること。
- ④ 頂く報酬を超える価値を提供すること。
- ⑤ 自己研鑽に励むとともに、依頼事件の取り組みを通じて広い視野と深い知識を獲得しつつ経験を積み、人格を高めること。

当事務所は、皆々様のご負託に十分に応えることができるよう、今後も深化と進化を続けて参ります。

今後とも格別のご厚誼のほど、よろしくお願い申し上げます。

History

- 1950年 有楽町スバル興業ビル内に、現在の事務所の前身となる松本正雄法律事務所を開設
- 1962年 丸の内仲通りの古河総合ビルに事務所移転
- 1967年1月 松本正雄弁護士が最高裁判事に就任したことに伴い、事務所名称を丸の内総合法律事務所に変更し、畠山保雄弁護士を中心とする共同事務所に組織変更
- 2000年5月 岸本ビルに移転
- 2011年10月 松本伸也弁護士及び松井秀樹弁護士が共同代表に就任

Client

顧問関係会社の概要

法律顧問を受任している顧問会社の概要は、

- 航空
- 化学
- 鉄鋼
- 食品
- 商社
- 製粉
- ガス
- アパレル
- ビール
- 印刷
- 電線
- シンクタンク
- 非鉄金属
- 不動産
- 建設
- レジャー
- 百貨店
- 出版
- タイヤ
- 独立行政法人

などです。

特定の企業系列にとらわれず広く業務を行っていることが特徴です。



Business

業務の種類

業務は、民事、商事を中心とした企業法務一般であり、他事務所と比較すれば、国内上場企業に関する企業法務の色彩が濃いといます。

具体的には、株主総会・業務提携・M&A等のほか、各社の事業プロジェクトに関する事前の法律検討などの予防法務、戦略法務並びにこれらに関連する訴訟・保全処分等に至るまで、幅広い業務を行っております。

また、事務所内部においては、金融商品取引法研究チーム、経済法研究チーム、知的財産法研究チーム、倒産法研究チーム及び労働法研究チーム等の各研究チームが常時組成されており、専門的知識を有する案件にも積極的に取り組んでおります。

業務の方法

当事務所は、事件を事務所全体で受任し、事件毎に2～3ないし3～4名の弁護士がチームを組んで担当することとしております。また、必要に応じて事務所全体での合議により事件方針等を検討することとしております。

セミナー・著作等

当事務所では、各弁護士が外部セミナーの講師を担当しているほか、書籍・雑誌等の執筆活動も積極的に行っております。

また、最新判例や各種法改正等をタイムリーに紹介・解説するとともに、当事務所及び各弁護士に関する情報を発信することを目的として、毎月、メールマガジン(「丸の内総合法律事務所 ニュースレター」)を発行しております。



研究チーム

金融商品取引法研究チーム

当事務所の金融商品取引法研究チームは、同法におけるインサイダー取引規制など主にコーポレート業務に関する分野を中心に、判例や諸事例の研究、改正法令のアップデートなどを行っております。

同法に関するご相談がございましたら、ぜひご連絡下さい。

経済法研究チーム

当事務所の経済法研究チームは、独占禁止法、景表法をはじめとする経済法分野について、クライアントの皆様により高度かつ良質なリーガル・サービスを提供するため、チーム内での勉強会や案件処理等を通じ、各メンバーの知見を深めるべく日々研鑽に努めるとともに、当事務所のメールマガジンへの定期的な寄稿や執筆活動、セミナー等を通じて、研鑽の成果をフィードバックしております。

知的財産法研究チーム

知的財産法研究チームは、毎月公開された判例や法改正の研究を行い、これらの新判例や法改正の概要につきましては、当事務所のメールマガジンに対する寄稿等を通じて、クライアントの皆様にご紹介させていただいております。またチーム全体として、クライアントの皆様をはじめとする多くの皆様から知的財産法関係のご相談を受任しております。

倒産法研究チーム

当事務所の倒産法研究チームは、倒産法分野における専門的知識を必要とする案件について、良質なリーガル・サービスをクライアントの皆様にご提供することを目的として組織され、破産・特別清算・民事再生・会社更生・法的倒産手続以外の任意整理等、幅広く倒産法分野のご相談について適宜ご対応しております。

労働法研究チーム

当事務所の労働法研究チームは、労働法分野における専門的知識を必要とする案件について、使用者サイドの立場から、良質なリーガル・サービスをクライアントの皆様にご提供することを目的として活動しております。具体的には、使用者サイドの弁護士の組織である経営法曹会議への参加、社会保険労務士との勉強会の開催、労働法専門雑誌への記事出稿、所内での判例勉強会など、精力的に活動を行い、日々研鑽を積んでおります。労働法関連分野については幅広く対応しておりますので、何かございましたら、遠慮なくご相談いただければと存じます。



Office



丸の内総合法律事務所

事務所案内

丸の内総合法律事務所は、1930年登録の松本正雄弁護士が戦後独立して発足した法律事務所を母体とし、同弁護士が最高裁判所判事に就任したことを契機に現在のパートナー制の総合法律事務所となりました。現在の丸の内総合法律事務所は、日本のビジネスの中心地である東京都千代田区丸の内のおフィス街にて、日々業務を行っております。

事務所名	丸の内総合法律事務所
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル815区 TEL:03-3212-2541
最寄り駅	J R 東京駅、地下鉄丸の内線東京駅、 地下鉄千代田線二重橋前駅、 都営地下鉄三田線日比谷駅

